

# 関係分抜粋

令和2年第2回

## 羽島市議会臨時会会議録

第1号 5月13日(水曜日)

- 議事日程 第1号 令和2年5月13日午前10時開議
- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 承第 1号 専決処分の報告並びにその承認について(専第5号 羽島市税条例等の一部を改正する条例について)
  - 第4 承第 2号 専決処分の報告並びにその承認について(専第6号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
  - 第5 承第 3号 専決処分の報告並びにその承認について(専第7号 羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)
  - 第6 承第 4号 専決処分の報告並びにその承認について(専第8号 令和元年度羽島市一般会計補正予算(第8号))
  - 第7 承第 5号 専決処分の報告並びにその承認について(専第9号 令和2年度羽島市一般会計補正予算(第2号))
  - 第8 議第33号 羽島市固定資産評価員の選任について
  - 第9 議第34号 羽島市税条例の一部を改正する条例について
  - 第10 議第35号 羽島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第11 議第36号 羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
  - 第12 議第37号 羽島市介護保険条例の一部を改正する条例について
  - 第13 議第38号 令和2年度羽島市一般会計補正予算(第3号)
  - 第14 議第39号 令和2年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
  - 第15 議第40号 工事請負契約の変更について
  - 第16 議第41号 工事請負契約の変更について
  - 第17 議第42号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 承第 1号 専決処分の報告並びにその承認について(専第5号 羽島市税条例等の一部を改正する条例について)

- 第4 承第 2号 専決処分の報告並びにその承認について（専第6号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第5 承第 3号 専決処分の報告並びにその承認について（専第7号 羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）
- 第6 承第 4号 専決処分の報告並びにその承認について（専第8号 令和元年度羽島市一般会計補正予算（第8号））
- 第7 承第 5号 専決処分の報告並びにその承認について（専第9号 令和2年度羽島市一般会計補正予算（第2号））
- 第8 議第33号 羽島市固定資産評価員の選任について
- 第9 議第34号 羽島市税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第35号 羽島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第36号 羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第37号 羽島市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第38号 令和2年度羽島市一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議第39号 令和2年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議第40号 工事請負契約の変更について
- 第16 議第41号 工事請負契約の変更について
- 第17 議第42号 工事請負契約の変更について

追加日程

副議長辞職許可について

副議長選挙について

議長辞職許可について

議長選挙について

各常任委員会委員の所属変更について

議会運営委員会委員、議会改革特別委員会委員の辞任許可について

各常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会改革特別委員会委員の選任について

議第43号 羽島市監査委員の選任について

議第44号 羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（18名）

1番 南 谷 清 司 君

2番 柴 田 喜 朗 君

3番	栗津	明君	4番	毛利	廣次君
5番	後藤	國弘君	6番	原	一郎君
7番	川柳	雅裕君	8番	安井	智子君
9番	野口	佳宏君	10番	南谷	佳寛君
11番	豊島	保夫君	12番	堀	隆和君
13番	藤川	貴雄君	14番	山田	紘治君
15番	花村	隆君	16番	糟谷	玲子君
17番	星野	明君	18番	近藤	伸二君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	松井	聡君	副市長	成原	嘉彦君
教育長	森	嘉長君	市長室長	国枝	篤志君
総務部長	橋本	隆司君	企画部長	宮川	憲人君
企画部 市民協働 担当部長	北垣	圭三君	市民部長	松原	雄一君
環境部長	番	勝彦君	健福祉 部部長	石黒	恒雄君
健福祉 部子育 て・健幸 担当部長	横山	郁代君	産業振興 部部長	永田	久男君
建設部長	岩田	靖君	教 育 委 員 会 長	不破	康彦君
消防長	青木	茂生君	事務局長		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	堀	真人	課長	藤井	佳代子
主幹	澁谷	昌克	主任	中村	秀明
書記	清水	宏昌			

(略)

議長(山田紘治君) これより、日程第3、承第1号から日程第17、議第42号までの15件についての質疑に入ります。

質疑に当たっては、議案番号及びページ番号をお示しくださるようご協力をお願いいたします。

それでは、質疑のある方はご発言を願います。

12番 堀 隆和君。

12番(堀 隆和君) それでは、議案書71ページから73ページ、議第40号 工事請負契約の変更についてから議第42号 工事請負契約の変更についてまでについて質問をいたします。

今回の契約変更に至った経緯と増加金額の算定基準、内容について教えてください。

議長(山田紘治君) 総務部長 橋本隆司君。

総務部長(橋本隆司君) 契約変更に至った経緯と増加金額の算定基準内訳についてお答えさせていただきます。

まず経緯につきましては、羽島市新庁舎建設における関係工事4本のうち、最初の入札で成立いたしました電気設備、機械設備、地中熱設備工事の各工期については、工期を3か月延長し再入札を行いました本体の建築工事に合わせる必要が生じたことを要因としております。

次に、今回の変更契約における増加額の算定方法といたしましては、国が示しております公共建築工事共通費積算基準を用いております。工事を進める上で間接的に必要な費用であります共通費といたしまして、共通仮設費や現場管理費、また一般管理費といったものがございまして、これらが今回の工期延長に伴い増額となったものでございます。

以上でございます。

議長(山田紘治君) 12番 堀 隆和君。

12番(堀 隆和君) それでは、今臨時議会になぜ提出されたのか。契約後の昨年12月議会、それから今年の3月議会とありましたが、その定例会に提出されなかったのはなぜかということについて、お尋ねをいたします。

また、6月定例会がすぐ間近であります、そこへの提出ではいけないのか、お答えをください。

議長(山田紘治君) 総務部長 橋本隆司君。

総務部長(橋本隆司君) 新庁舎建設におけるそれぞれの工事におきましては、工事スケジュールを含む多数の事項につきまして、発注者と受注者による定期的な協議や調整

を行う中で工事を進めております。

そうした中、工事請負契約に付随する契約約款におきましては、受注者による工期の延長が請求できる旨規定されております。

今回の変更契約につきましては、本体の建築工事の工期延長を要因とするものでございますが、新庁舎建設工事につきましては、工事の規模が大きく、各工事における詳細な実施工程の作成や各工事間の連携など調整を必要とする事項が多岐にわたります。受注者側におきまして、これらの調整に多くの時間を要し、それらが整った上で本年4月に市に対しまして電気設備、機械設備、地中熱設備の工事期間延長の申入れがございました。本市といたしましては、これらを受け、内容を確認した上で工事期間の延長について承諾したものでございます。

今回、5月臨時議会に提案させていただきましたのは、必要な工期や工事費を明らかにし、できるだけ速やかにかつスムーズな形で工事を進めるために、受注者と市との協議が調って最初の議会であります今臨時会に提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（山田紘治君） 15番 花村 隆君。

15番（花村 隆君） まず議案要綱・新旧対照表の76ページにあります承第2号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。

課税限度額を医療給付費分については61万円から63万円に、介護給付金分については16万円から17万円に引き上げようとする改正案ですが、これらによって課税限度額の合計金額は幾らになりますか。

また、課税限度額の引上げによって国民健康保険税が引上げになる世帯は何世帯で、それら世帯全体の引上げ金額の合計と1世帯当たりの平均引上げ金額は幾らになるか、お尋ねをいたします。

続きまして、同じく新旧対照表の95ページからお尋ねいたします。

議第36号 羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、給与等の支給を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに傷病手当を支給する規定ですが、羽島市国民健康保険加入者数と給与等の支給を受けている加入者数及び全加入者数に対する給与等の支給を受けている加入者数の割合はどれだけですか。

続きまして、議案書のほうに移りますが、議案書の63ページの議第38号 令和2年度羽島市一般会計補正予算（第3号）、9款2項2目及び9款3項2目の教育振興費、要保護・準要保護生徒就学援助費で、扶助費としてそれぞれ82万6,000円、60万3,000円の補正がありますが、この補正の理由について詳細をご説明ください。

続きまして、議案書71ページの先ほども質問がありました議第40号 工事請負契約の変更についてから議案書73ページの議第42号 工事請負契約の変更についての3件について、新庁舎建設工事について3件の工事請負契約の変更ですが、これらの変更後の契約金額と本体建築工事契約金額の合計は幾らになりますか。建築の工事完了予定日は令和3年7月12日までとじていましたが、ほかの3つの工事、電気設備、機械設備、地中熱設備工事などについてはいつまでの予定ですか。

議長（山田紘治君） 市民部長 松原雄一君。

市民部長（松原雄一君） 私からは、まず承第2号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

令和2年度課税につきましては、所得状況が現在未確定であることから、元年度の課税所得状況に基づく試算でお答えをいたします。

今回の改正により、課税限度額の合計金額は、96万円から99万円となります。また、今回の改正によりまして、国民健康保険税が引上げになる世帯数は約170世帯であり、世帯全体の引上げ金額の合計は約340万円、1世帯当たりの平均引上げ金額は約2万円となります。

続きまして、議第36号 羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関するご質問につきましては、平成30年度末時点における状況でお答えをいたします。

国民健康保険の加入者数は1万5,233人、そのうち給与収入のある方は5,909人で、加入割合としましては38.8%となります。

以上です。

議長（山田紘治君） 教育委員会事務局長 不破康彦君。

教育委員会事務局長（不破康彦君） 私からは、議第38号 令和2年度羽島市一般会計補正予算の要保護・準要保護児童生徒就学援助費についてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の対応により、羽島市立の小中学校、義務教育学校は、4月8日より臨時休業となりました。準要保護の児童生徒には、通常、学校給食は現物支給をしておりましたが、休業期間中はこの支給ができないため、給食費の支援として1日当たり小学校等の児童には250円、中学校等の生徒には1日当たり290円それぞれ給付することにしております。

以上でございます。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） 私からは、議案書71ページから73ページまで、議第40号から議第42号までの工事請負契約の変更についてのご質問にお答えさせていただきます。

今回の変更契約に伴います増額分は、3つの工事の合計で956万4,500円となり、現契

約額と合わせますと合計46億5,398万4,500円となります。

また、これら3つの工事完了予定日につきましては、本体の建築工事と同様、令和3年7月12日となります。

以上でございます。

議長（山田紘治君） 15番 花村 隆君。

15番（花村 隆君） それでは、羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、重ねてお尋ねをいたしますが、保険税の5割軽減を受けることができる判定基準を28万円から28万5,000円に引き上げることで、5割軽減を受けることができる世帯は何世帯になりますか。昨年度と比べて何世帯増えることになりますか。この軽減金額の合計は幾らになるのかお答えください。

同様に、2割軽減を受けることができる基準を51万円から52万円に引き上げることによる影響について、世帯数、昨年度比、軽減額合計をお答えください。

続きまして、羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、国民健康保険には個人事業主なども加入しておりますが、そういった方々の傷病手当の支給についてはどうして考えられておられないのか。羽島市独自にそれらを支給をする考えはないのかどうかについてお尋ねをいたします。

議長（山田紘治君） 市民部長 松原雄一君。

市民部長（松原雄一君） それではまず、国保税の軽減判定基準に関するご質問にお答えをいたします。

5割軽減世帯につきましては約1,520世帯で、昨年度と比べ約20世帯増加し、軽減額合計は約7,000万円になるものと見込んでおります。

また、2割軽減世帯につきましては約1,100世帯で、昨年度と比べ約20世帯増加し、軽減額合計は約2,150万円になるものと見込んでおります。

次に、傷病手当金に関するご質問にお答えいたしますが、今回特例的に創設した傷病手当金の支給対象範囲につきましては、被用者を支給対象とした場合に限り国による財政支援が得られること、更には個人事業者への経済的支援としては、国、県及び市による各種支援策が別途講じられていることから、被用者のみを支給対象としたところでございます。

以上です。

議長（山田紘治君） 11番 豊島保夫君。

11番（豊島保夫君） 議案書の71ページから73ページへの議第40号 工事請負契約の変更について、41号、42号ですが、まず1点目、3つのそれぞれの工事の現在の進捗状況についてまずお伺いいたします。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） 電気設備及び機械設備工事の進捗率につきましては約5%、また地中熱設備工事の進捗率につきましては約40%でございます。

上記の3つの工事につきましては、本体の建築工事の後半の工程であります内外装工事を行っているところから出来高を延ばす実施工程となっております。

以上でございます。

議長（山田紘治君） 11番 豊島保夫君。

11番（豊島保夫君） 先ほど他の議員からも質問がありましたが、今回は臨時議会ということでご提出されておりますが、一般的な6月に定例会がもう予定はされております。定例会ですと常任委員会への付託審査等がありまして、6月定例会まで待つということは、そういう審査・審議もしっかりとできるということから、支障があるのか、しっかりと審査ができるのではないかと考え、そのスケジュール的なことでお伺いをいたします。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） 先ほど堀議員の質問にもお答えさせていただいておりますけれども、受注者側からの工期の延長についての申入れがありましたのが本年4月でございます。先ほども申し上げましたとおり、今回5月議会に提案させていただきましたのは、必要な工期や工事費を明らかにして、できるだけ速やかに、かつスムーズな形で工事を進めるために、受注者と市との協議が調って最初の議会である今臨時会に提案させていただいたものであり、総合的に判断して、市としてしかるべきタイミングを見計らった上で今回上程することが一番適切であると、そのような判断から上程させていただいております。

以上でございます。

議長（山田紘治君） 11番 豊島保夫君。

11番（豊島保夫君） 契約、約款等、それからこの契約の変更ですね、議決を要することですが、これ、先ほどもくどいこと申しますが、少しすれば定例会でありまして、私は内容とかこの理由、申入れのこの契約変更、それについて全くどうこう、それから先ほどの他の議員へのご答弁の中で管理とか共通の費用とか理解しております。ですが、今、受注者側がこれを今、本日議決しないと、日程的に乗り切れないのか、もう少し審査に、特に常任委員会等で行ってからでは遅いのか、その辺のところを再度お聞きします。

議長（山田紘治君） 総務部長 橋本隆司君。

総務部長（橋本隆司君） 何度も繰り返しますけれども、今回上程させていただいたの



は、受注者側との協議が調って仮契約も済みましたことから、必要な工期や工事費を議会の皆様方に明らかにした上でご審議いただき、できるだけ早い形で、かつスムーズな形で工事を進めていきたいと、そのような思いから提案させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

議長（山田紘治君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

上程の案件は、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田紘治君） ご異議なしと認めます。

よって、上程の案件は委員会付託を省略することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

討論のある方は休憩中に発言通告書の提出をお願いいたします。

午後 2 時36分休憩

午後 2 時54分再開

議長（山田紘治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

反対討論通告者、11番 豊島保夫君。

1 1 番（豊島保夫君） 議案につきまして、議第40号、41号、42号につきまして、先ほども質疑をさせてもらいましたが、この内容について私は審査をしっかりとやるということで、先ほど申しました委員会とか定例会でそのスケジュール的、時間的なことが不可能か可能かということもお聞きしました。そういう点から、私は6月定例会で常任委員会でもう一度しっかり審査をしていきたいという、こういう考え。

そして、緊急を要するという、今の新型コロナウイルス感染症関係のような急を要するとかいう関連事業なら、そうならそうというご説明で、臨時会を本日だけでなく開いたりしてでも認めるというか、理解しますが、この3本の契約の変更の事情とか、そういうことについて私は少なくとも理解というか、しておりますが、この臨時会で議決ということには少し、本来なら、可能なら継続的審査ということをお願いしたいんですけども、この臨時会で委員会がないものですから付託できないということから、今議会についての意見としては反対ということで討論させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（山田紘治君） 副市長 成原嘉彦君。

副市長（成原嘉彦君） ただいまの豊島議員の討論について、極めて重大な自己矛盾があるということをご指摘申し上げたいと思います。

今回の工事案件の3件につきましては、5月8日の議会運営委員会に説明をさせていただいておりました、そのときには豊島議員も議会運営委員会のメンバーとして参加、出席をされておられます。本日の午前中、早朝までは議会運営委員会の委員でございました。それで、今日の本会議の開会の当初に、議会運営委員会の委員長から今回の提案された案件について1日の議会で処理する、会期を。そして、委員会を開催せず本会議場で処理することを前提として会議を進めるという合意といたしますか、議会運営委員会の委員長としてまとめた意見を述べられました。そして今日1日会期ということで開催されていることに対して、豊島議員は、あなたは議会運営委員会の中で今おっしゃられたような質疑が必要だとか委員会付託が必要だとかいうことをおっしゃられたのですか。おっしゃられた上で、本会議でそのような討論を出されるならいいと思いますけれども、その辺は極めて自己矛盾を起していると思います。今の討論を撤回してください。

議長（山田紘治君） 11番 豊島保夫君。

11番（豊島保夫君） 運営委員会、運営委員です。そこでこうさせていただきたいということで、委員会は……

〔「議論をされたんですか、あなたは。委員会で」と呼ぶ者あり〕

11番（豊島保夫君） いや、議論はしておりません。

〔「そんなむちゃくちゃな委員会ありますか」と呼ぶ者あり〕

11番（豊島保夫君） 議長、いいですか。

議長（山田紘治君） どうぞ。

11番（豊島保夫君） 議長の報告として委員会を付託せずということに、私はそれについて反対しておりません。ですけれども、そういう方向を委員長も示されまして、それは一委員として、だから委員会を開かないということは、反対しておりません。皆さんの委員さんが……

議長（山田紘治君） お静かに。

11番（豊島保夫君） 委員さんが賛同というか、それでされましたから、委員会は開かれません。それは承知しております。ですから、本会議でやられますから、本会議で意見を申しました。

議長（山田紘治君） いいですか、次。

12番 堀 隆和君。

12番（堀 隆和君） それでは、私も議第40号 工事請負契約の変更についてから41

号、42号までの3点について反対をいたします。

まず、私が先ほど午前中に質問いたしました6月の定例会がすぐにあるが、そこでの提出はいけないのかという質問に対して明確な答弁が頂けませんでした。私はそのように思います。

2点目としましては、工事の進捗状況といいますと、先ほどの同僚議員にありましたように、電気設備、機械設備は5%ほど、それから地中熱は40%ほどというような状況であります。まだまだ初期の段階であると言えます。

よって、6月定例会というところに提案されてもしかるべきじゃないかということを考えております。

3点目としまして、金額的に見てみますと、増加金額は契約金額の1%以下です。このような状況からしまして、6月議会まであと1か月ほどであります。工事に支障が出る金額とは思えません。そんな意味で、以上からしまして、6月定例会に慎重審議をしたいというふうに考えておりますので、議第40号、41号、42号につきましては反対をいたします。

議長（山田紘治君） 以上で討論を終わります。

次に、議第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山田紘治君） 起立少数であります。

よって、議第40号は否決されました。

次に、議第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山田紘治君） 起立少数であります。

よって、議第41号は否決されました。

次に、議第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山田紘治君） 起立少数であります。

よって、議第42号は否決されました。

（略）